

国民年金
ねんきん

**社会保険料(国民年金保険料)
控除証明書を送付します**

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、今年1年間に納付(保険料納付見込みを含む)した国民年金保険料額を証明する書類の添付が必要です。

このため、1年間に納付した国民年金保険料額を証明した「**社会保険料(国民年金保険料)控除証明書**」が、**日本年金機構から送付されます。**

年末調整または確定申告の際は、必ずこの証明書か領収書を添付してください。

※控除証明書は役場では発行しません。紛失等による再発行は熊本東年金事務所で行います。

【控除証明書専用ダイヤル】

☎ 0570-070-117

(IP 電話 03-6700-1130)

利用期間

11月1日(火)～3月15日(木)

※祝日・12月29日～1月3日を除く

受付時間

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

※ただし、月曜日(休日の場合は翌火曜日)は午後7時まで延長

第2土曜日 午前9時30分～午後4時



●送付時期

平成23年1月1日から9月30日までに納付した人	平成23年11月
平成23年10月1日から12月31日までに今年初めて納付した人	平成24年2月

**国民年金保険料は
クレジットカードによる納付もできます**

国民年金保険料の納めやすい環境の整備を目的として、クレジットカードによる納付を行っています。

クレジットカード納付は、事前に申込用紙を提出していただき、以後、将来の国民年金保険料を定期的にクレジットカード会社が立て替え納付を行い、クレジットカード会社からカード会員に請求する方法です。
※金融機関等の窓口でクレジットカードを直接提示・支払う方法ではありません。また、過去の未払い分については利用できません。

申し込み受け付け

熊本東年金事務所または役場保険課窓口

※備え付けの『国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書』に必要事項を記入のうえ、各窓口へ提出してください。

※前納(1年または半年)を希望する場合は、2月末日までに申し込んでください。

※なお、一部対象とならないカードもありますので、申し込み時に確認してください。

申し込みに必要なもの

印かん・クレジットカード

対象となる保険料等

「定額保険料」および「付加保険料込みの定額保険料」が対象です(保険料の一部を免除されている場合は利用できません)。

※カード会社への支払い回数は、1回払いのみとなります(分割払いやリボ払い等は利用できません)。

●申し込み後、カード会社に確認を行い、利用できることが確認でき次第、カード支払い開始の通知をお送りします。利用できない場合は、利用できない旨を連絡するとともに、申し込み前の支払い方法を継続させていただきます。

